

寒狭川下漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：寒狭川下漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県新城市玖老勢字渡合2番地の2

漁業権の免許番号：内共第6号

対象となる漁場：内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場の別記の区域

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

①この漁場の区域内においては、竿釣、投網、旋刺網（地方名称「ちんから」をいう。）たも網及び引掛け以外の方法で遊漁をしてはならない。

②次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域においてウ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区域	ウ 規模
投 網	共同漁場を除く区域	網の全長4メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上
	共同漁場	網の全長4メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上（ただし、コイは網目の大きさ7センチメートル以上）
旋 刺 網	共同漁場を除く区域	網の全長2.5メートル以下、網目の大きさ1.5センチメートル以上
	共同漁場	網の全長2.5メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上
た も 網	共同漁場を除く区域	網口径50センチメートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上

③漁場区域内におけるあゆの遊漁については、別記に掲げる共同漁場を除く区域においては(2) -

①の規定によるあゆについての解禁日の日から8月14日までは、友釣及びピンコ釣（ピンコ釣は、新城市出沢地内の新滝から下流宮淵尻までの区域に限る。）、共同漁場においては9月30日までは友釣（ルアーを使用した友釣を含む。）によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

④次に掲げる漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶磁器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

(2) 遊漁期間

①次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる区域においてウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あ ゆ	共同漁場を除く区域	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	共同漁場	5月11日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、おいかわ、うぐい及びうなぎ(以下「雑魚」という。)	共同漁場を除く区域	1月1日から12月31日まで (ただし、おいかわについては、竿釣以外は3月1日から11月30日までとする。)
	共同漁場	1月1日から12月31日まで (ただし、うなぎについては、1月1日から10月31日まで、おいかわについては、竿釣以外は3月1日から11月30日までとする。)

②①の公表は、組合及び組合定める場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて公表する。

(3) 禁止区域

(2)の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
大野頭首工堰堤上流端から下流250メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで (全魚種)

(4) 全長の制限

次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域においてウ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては、8月14日以降はこの限りではない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 全 長
あ ゆ	共同漁場を除く区域	10センチメートル
おいかわ	共同漁場	5センチメートル
こ い	全区域	20センチメートル
ふ な	全区域	6センチメートル
う なぎ	全区域	20センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、遊漁者が小学校児童以下のときは無料、中学校生徒及び肢体不自由者のときは①に掲げる額の二分の一に相当する額とし、(2)のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては、1000円、雑魚については、100円を加算した額とする。

①竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1日 2,000円
		1年 15,000円 (共同漁場のみ利用の場合 13,000円)
雑魚	竿釣	1日 500円 (共同漁場を除く区域のみ利用の場合 200円)
		1年 3,000円 (共同漁場を除く区域のみ利用の場合 2,000円)

②その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	投網、旋刺網、たも網、引掛け（投網、旋刺網、引掛けの補助、網漁行使証を持った組合員が同行する場合に限る。）	1日 5,000円
雑魚	投網及び引掛け	1日 1,500円 (共同漁場を除く区域のみ利用の場合 1,000円)

- (2) 遊漁料は、組合及び組合の定める場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- (3) (2) に規定する場所は、組合の掲示板に掲示するほか、「遊漁証販売所」の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

- (1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧その他参考となるべき事項 |
| ⑨発行者名 | |

- (2) 遊漁承認証の交付は、2-(2) に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。
- (3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

- (1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- ①氏名
- ②有効期間
- ③注意事項
- ④その他必要な事
- ⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日

別 記

内共第 6 号漁場の持分区域

河 川 名	区 域
豊川、宇連川 (共同漁場)	宇連川筋大野頭首工下流端から下流豊川筋新城市有海と川路の境界までの区域
豊 川	新城市長篠発電所えん堤から宇連川と豊川の合流点までの区域